

裁判の迅速化に係る検証に関する検討会(第9回)開催結果の概要

1. 日時

平成17年2月24日(木)午前10時から午前11時45分まで

2. 場所

最高裁判所中会議室

3. 出席者

(委員,敬称略・五十音順)

飯田喜信,井堀利宏,木村優子,高橋宏志(座長),中尾正信,前田裕司,
山本和彦,吉田正喜,綿引万里子

(事務総局)

戸倉三郎審議官,中村愼総務局第一課長,河本雅也総務局参事官,
小林宏司民事局第二課長,稗田雅洋刑事局第一課長,中吉徹郎行政局参事
官,

松村徹家庭局第二課長

4. 進行

1. 意見交換

1. 刑事訴訟事件について

稗田刑事局第一課長から,資料1に基づき,刑事事件に関する
クロス分析について,次のとおり説明がされた。

- 証人数,証人尋問及び被告人質問に要する公判回数が
審理期間に影響を与える傾向が明らかとなってきた。こ
れら以外に審理期間に影響を与える要素がないか,事
件票のいろいろな項目について,更に検討を加えた。今
回の資料1は,前回話題となった,起訴時の身柄拘束の
有無及び弁護人の国選・私選の別と証人数や審理期間
との関連性について,補充して分析を試みたものであ
る。
- 身柄の有無と平均審理期間との関係
 - 前回,被告人の身柄拘束の有無の審理期間へ
の影響を見ていく場合,起訴時では身柄拘束の
割合が高いと思われるため,保釈も考慮して,終
局時の身柄のデータで検討してみてもどうかと
いう御指摘を頂いた。そこで,「勾留無し」(終局
時に勾留されていないもの),「終局時保釈中の
もの」(審理の途中で保釈されたもの),「終局時

勾留中のもの」の3つに分類して、それぞれ終局人員、平均審理期間、平均開廷回数、平均開廷間隔及び平均取調べ証人数を出してみたのが、表1(有罪人員の総数)及び表2(否認事件に限定したもの)である。

- 表1の総数で見ると、平均審理期間は、「勾留無し」、「終局時勾留中のもの」、「終局時保釈中のもの」の順で長くなっており、開廷回数も同様の傾向を示している。また、平均取調べ証人数は、「勾留無し」と「終局時勾留中のもの」は同じで、平均審理期間が最も長い「終局時保釈中のもの」が平均取調べ証人数も一番多くなっている。ただ、平均審理期間について罪名別に見てみると、総数で比較した場合と同じ順番になっているのは傷害致死、恐喝、業務上横領の3つの罪名のみで、「勾留無し」、「終局時保釈中のもの」、「終局時勾留中のもの」の順で長くなっているのが強姦・同致死傷、殺人、窃盗、銃刀法違反、覚せい剤取締法違反の5つの罪名、「終局時勾留中のもの」、「終局時保釈中のもの」、「勾留無し」の順で審理期間が長くなっているのが業務上過失致死傷、強盗・同致死傷、公職選挙法違反の3つの罪名、さらに「終局時勾留中のもの」、「勾留無し」、「終局時保釈中のもの」の順で審理期間が長くなっているのが贈・収賄、詐欺、税法違反、出管法違反の4つの罪名というように、罪名によって身柄の有無と平均審理期間との関係がかなり異なっていることが分かる。
- 表2の否認事件に限定して見ると、表1の総数の場合とは異なり、平均審理期間は「終局時勾留中のもの」、「勾留無し」、「終局時保釈中のもの」の順で長くなっており、平均開廷回数、平均取調べ証人数も同様の傾向を示している。また、同様に、身柄の有無と平均審理期間との関係は、罪名によって異なっていることが分かる。

- 以上のように、身柄の有無あるいは保釈の有無と平均審理期間との関係については、一概には説明が付かないところがあるが、全体的な傾向としては、審理の途中で保釈された事件の審理期間が長く、平均取調べ証人数が多くなっていると思う。この点について、かつて松尾浩也東京大学名誉教授が「刑事事件の経年変化」という論文の中で、「審理が長引くにつれて保釈請求の挙に出ることが多くなり、逆に審理期間が短縮されれば、保釈請求に至らない間に判決を受ける場合が増えるのは、むしろ当然の事理である」という指摘をされているが、このこととも関連があるのではないかと思われる。
- 弁護人の国選・私選の別と平均審理期間との関係
 - 前回、私選弁護人が選任される事件の方が平均審理期間が長くなる傾向が見られると報告したが、議論の中で、罪名等、ほかの要素を固定して見る必要があるのではないかという御指摘があった。そこで今回は、証人数、自白・否認別、科刑分布及び罪名を固定して、それぞれ比較してみた。
 - 表3は、証人数と自白・否認別を固定した上で、有罪人員数、平均審理期間、平均開廷回数、平均開廷間隔を見たものである。同じ証人数でも、自白、否認ともに、私選事件の方が平均審理期間が長く、平均開廷回数が多くなっている。
 - これに加えて、科刑分布も固定して、有罪人員数を見たものが表4、平均審理期間を見たものが表5であるが、私選の方が審理期間が長くなっている区分が多い(表5)。逆に私選の方が平均審理期間が短くなっているもの(黄色のセル)もあるが、これらは、いずれも事件数が少ないもの

で(表4),母数が少ないために個々の事件の個性が反映されている可能性が高いと考えられる。

- 表6は,罪名及び自白・否認別を固定した上で,国選・私選別に,事件数,平均審理期間,平均開廷回数,平均開廷間隔及び平均取調べ証人数を見たものであるが,自白の現住建造物等放火で国選と私選の平均審理期間が同じとなっているほかは,すべての罪名で私選の方が国選より平均審理期間が長く,平均取調べ証人数も多くなっている。
- 参考までに,罪名及び自白・否認別に加えて科刑分布も固定したものが表7と表8であるが,科刑分布を固定しても,多くの区分で私選の方が平均審理期間が長くなっている。

【中尾委員】

一般的な傾向として,国選,私選の別により,審理期間に差があることは否定しないが,その差を余り過剰に強調して評価するのはどうかという意見を前回申し上げた。今回示された表4や表6を見ても,余り実質的な差はないのではないかと改めて感じた。

【前田委員】

弁護人の活動が大きく影響する事件には私選弁護人が選任されることが多く,事件の内容や性質によって私選の率が高くなるというところもある。資料を個別に見てもそのような傾向が現れており,単純に国選,私選による審理期間の差を比較することに余り意味はないという感じがする。

【飯田委員】

前田委員の御発言にもあったように,同じ罪名の同じ否認事件でも,私選弁護人の選任される事件は争いが熾烈であることが多く,そのようなところからも差が生じてきていると思われる。ただ,これだけいろいろな方法で分析をしても,私選の審理期間の方が若干長いという結果が出ており,私選弁護人と国選弁護人とで弁護の質に違いがないとは言えないと思う。近時,国選弁護事件の割合が高くなり,国選弁護人の中でも弁護の質にばらつきが生じているこ

とは間違いないので、国選弁護の質を一度見直す機会にもなると思う。その観点からもこのデータは重要な意味があると思う。

【前田委員】

私選弁護人が選任されたために争点が多くなるということはない。争いがあるって、きちんと弁護活動を展開しなければいけない事件ほど、私選弁護人が選任されるケースが多いということを申し上げたかった。

【高橋座長】

データをどのように分析するかということもあるが、表6を見ると、贈・収賄や公職選挙法違反の否認事件では、国選弁護人が選任された件数がゼロであり、前田委員のおっしゃることも分かる気はする。

【木村委員】

税金を納める立場からは、国費で行われている国選弁護が効率的に速いということはいいのだが、弁護の質に影響するというのは、国選弁護人を選任するしかない立場の人にとっては余りよくないことかと思う。国選弁護人は、国費を使っているということで、少しでも速くしなければいけないという意識が働くものなのか。

【前田委員】

速くしなければいけないという意識はないと思う。

【木村委員】

私選であれ、国選であれ、弁護のやり方は同じということか。

【前田委員】

基本的には同じだが、私選は依頼人との契約関係なので、依頼人の要求が多くなることは確かであり、それにどう対応するかということになる。

【木村委員】

依頼人から、「争います」と言われれば、弁護人としては「もうこの辺で」と思っても争わざるを得ないものなのか。

【中尾委員】

国選、私選による審理期間の差が、何か月にもなるということになれば、それは弁護の質的な問題にもなるかと思うが、1か月にも満たない差をとらえて、それは質の問題であるというようなところまで深読みする必要はないのではないか。顕著な差はないというのがこのデータの評価としては妥当かと思う。

【飯田委員】

顕著な差ではないと思うが、差があることは間違いなく、その差が弁護の質から生じているかどうかは、きちんと検討した方がよいのではないかと思う。国選弁護においても、私選と同じくらい熱意と能力のある弁護人を確保することが、今後、公的弁護が拡充されていくに当たっての課題になると思う。この検

討会とは別の議論になるかもしれないが、国選弁護士報酬の問題や、弁護士会における国選弁護士候補者の確保の問題、つまり、弁護士に刑事事件離れの傾向があり、特に国選弁護士についてその傾向が強い中で、刑事の国選をやろうというインセンティブを与える方策などを考える方向にも繋がっていくのではないかと思っている。

【前田委員】

飯田委員のおっしゃりたいことも分かるのだが、それほど有意な差が出ていないこのデータだけで、直ちに何らかの結論を出すのは早計かと思う。ただ、先ほどの御発言にあったような別な角度からの資料には十分なり得るので、もう少し分析してみる必要があるかと思う。

【高橋座長】

このデータから私選・国選の弁護の質に違いがあると考えることに飛躍があるのだとすれば、他にどのような資料が用意できればよいのか。例えば、どのような人が国選弁護士になっているのか、国選の経験についてといった資料を用意するとなると、むしろ裁判所ではなくて弁護士会になるのか。

【飯田委員】

国選弁護の問題としてとらえるのならそういうことになるかもしれないが、迅速化に係るこの検討会の議論において、そこまで求める必要はないだろうと思う。このデータからは、国選、私選による審理期間の差を弁護の質の違いに結びつけるのは難しいということである。

【木村委員】

この検討会では、課題として「このような検討が必要ではないか」と提言するということは可能なのか。

【高橋座長】

どのような意味を持つかは別として、言うてはいけないということはないが、この検討会の本来的な役割とは、ずれるのかもしれない。

【戸倉審議官】

私選・国選の別が審理期間にどのような影響を及ぼしているかということでは、例えば、平均開廷間隔のデータを見ても、国選と私選で顕著な差があるわけではなく、私選だから期日を受けにくいということではないことが分かる。国選弁護の在り方については、刑事裁判全体の問題として考えなければならないと思うが、審理期間にどのような影響を与えているかということまで絞り込むことは難しいのではないかと思う。

【高橋座長】

このデータに一人歩きされると、思わぬ誤解を生みかねないので、慎重な扱いが必要かと思う。

【河本参事官】

今回のデータにも明らかに出てるように、自白事件の総数に占める私選比率と、否認事件の総数に占める私選比率を比べると、後者の方がはるかに高い。要するに、否認事件になるような、事件として難しいものには私選が選ばれる可能性が非常に高いが、これは入口の問題であり、その後の審理の中身の問題はやや捨象されると思う。もちろん零コンマのところでは差はあるが、それは今の段階で意義付けができるようなものではないという感じを持っている。

【綿引委員】

報告書にまとめられたときのニュアンスが若干問題になるかと思うので、どのようなまとめ方になるのか、実際に書かれたものを見てから検討することになるのではないかと思う。

【木村委員】

国選・私選別の審理期間に差があることは事実であるという視点に立つと、この部分では改善が必要だということが読みとれるような部分も報告書に入れてよいのではないかと思う。

【綿引委員】

どの部分に改善を要するかというのは、先ほど高橋座長のご発言にもあったように、他にどのような資料があればよいのかという点が、非常に難しいところであると思う。報告書の原案では、まずこの客観的な資料を出して、そこから確実に読めると思われる部分を記載していただき、資料だけでは読み切れない問題については、提言という形で記載していただいて、それを見ながら最終的にまとめていくしかないのではないか。

【井堀委員】

仮に差があるとしても、その背後にある事情が違うことにより差が生じる場合と、背後の事情は全く同じだが、私選と国選の違いのみで差が生じる場合と両方あり得る。その部分がこのデータだけでは読みにくいので、国選より私選の方が長いということは言いにくい。どうして私選なり国選が選ばれるのかというところから、もう少し掘り下げて分析する必要があるように思う。

【高橋座長】

身柄の有無と審理期間との関係については、事件種別によってばらつきがあるため、一概には言えないところがあると思う。

民事訴訟事件について 小林民事局第二課長及び中吉行政局参事官から、資料2に基づき、専門訴訟の実情について、次のとおり説明がされた。

- 医事関係訴訟事件
 - 前回、専門部又は集中部が設置されている庁とそれ以外の庁の審理期間等を比較してみてもどうかといった御指摘を頂いたので、それを踏まえて、データを分析してみた。
 - 表1の左側の表のとおり、医事関係訴訟全体の平成16年4月から9月までの事件総数433件中、集中部のある庁の本庁に提訴されているものが200件ある。その審理期間を見ると、全体では26.7月、集中部のある本庁では25.9月となっており、右側のグラフからも分かるように、それほど大きな差は出ていない。
 - この結果はやや意外に見えるかもしれないが、これには次のような事情が影響している。すなわち、医事関係訴訟の集中部は、表1の下部に

【参考】

として記載してある8庁に設置されているが、この中には比較的最近設置された庁も含まれており、そのような庁では、集中部ではなく、通常部に残っている事件もまだ多数あるため、統計上はっきりした違い、変化は見えてきていないということである。なお、各部ごとの統計数値を出すことはできないので、現時点ではこの程度しか明らかにならないということをご理解いただきたい。

・建築関係訴訟事件

・建築関係訴訟について、医事関係訴訟と同様に、集中部のある本庁と全体を比較してみたものが、表2である。

・瑕疵主張のされた建築関係訴訟(瑕疵を理由とする損害賠償請求、又は請負代金請求で瑕疵の抗弁がされたもの)の平均審理期間は、全体では24.2月、集中部のある本庁では20.9月となっている。他方、瑕疵主張のない建築関係訴訟の平均審理期間は、全体では9.8月、集中部のある本庁では9.5月となっている。瑕疵主張のされた建築関係訴訟において、集中部の方が平均審理期間が短くなっていると言える。

・建築関係訴訟の集中部は、現在、表2の下部に

【参考】

として記載してある3庁に設置されているが、比較的最近設置された札幌は別にして、東京及び大阪は平成13年の段階で集中部が設置されているので、既にかかなりの事件が集中部に集中してきている。そのため、医事関係訴訟の集中部とは事情が異なり、平均審理期間に若干差が出てきているものと推測される。

・なお、表2では、事件の実数を表示していないが、これは、瑕疵の有無別のデータの元となる報告票について、現在、再度精査し、集計作業を行っているところであり、まだ若干の変動が予想される数値であるため、実数のデータを明示することは控え、パーセンテージだけで説明させていただいたものである。

・労働事件

・労働事件については、医事や建築関係訴訟と同様に、その裁判所の労働事件をある部が集中して取り扱うという「集中部」のほかに、労働事件だけを取り扱う「専門部」があり、東京地裁及び大阪地裁の各本庁に置かれている。集中部は、一般民事事件も並行して取り扱っており、庁ごとの労働事件と一般民事事件の取扱割合がどのようになっているか明らかでないことから、前回、山本委員からの御指摘のあった、集中部又は専門部における審理運営の工夫と審理期間との関係を見るのには必ずしも適切ではないと考え、今回は、専門部が設けられている東京地裁及び大阪地裁のみを取り出して、全体と比較してみることとした。

・東京地裁本庁及び大阪地裁本庁の労働事件の平均審理期間は、表3のとおり、8.8月となっており、全体の11.5月に比べて、かなり短くなっていると言える。

・行政事件

・行政事件についても、労働事件と同様に、行政事件のみを取り扱う専門部のある東京地裁本庁の平均審理期間を出してみた。平成16年の東京地裁における行政事件の平均審理期間は、表4の行1ページのとおり、17.7月と、全国平均に比べてやや長くなっている。しかし、これは一般的な傾向とまでは言えず、表4の行2ページ

のとおり、平成15年の場合は、14.3月と、全国平均より短くなっている。

・表5の行1ページ及び行2ページは、行政事件では口頭弁論を経ない却下判決というものが結構あることから、口頭弁論期日回数0回のものを除いた方が実態に即しているのではないかという前回の綿引委員からの御指摘を踏まえ、口頭弁論期日回数0回のものを除いたものを行政事件全体と比較したものである。これを見ると、平均審理期間、争点整理実施率、平均争点整理期日回数、平均口頭弁論回数は、口頭弁論期日回数0回のものを除いた方がいずれも数値が大きくなっているが、平均開廷間隔や平均合計人証数はそれほど差が見られない。

・前回、中尾委員から御指摘を頂いた事件種類別のデータは、表5の行3ページ及び行4ページのとおりである。事件の種類としては、地方自治事件及び租税事件を取り出してみた。これ以外の種類の事件は、事件数が少ないことから有意な分析ができないと考えて、対象から外したものである。行政事件全体と比較すると、平均審理期間は、地方自治、租税ともに長く、平均口頭弁論回数も多くなっているが、平均開廷間隔、平均合計人証数は、全体とほぼ同じ結果となっている。

【木村委員】

集中部を設ける以前と現在とを比較して、審理期間がどのように変化したかというようなデータをとることはできないのか。

【小林民事局第二課長】

審理期間に関する年ごとのデータの比較は、医事関係訴訟については可能であると思う。例えば東京地裁で言えば、医事・建築の専門部が設けられた平成13年と、その前年の平成12年のデータを比較することはできると思う。しかし、集中部を設けたことによりどの程度影響があったのかについては、医事関係訴訟、建築関係訴訟のいずれも、全国的な趨勢として審理期間がかなり短縮されてきているため、どの部分が集中部化による影響なのかを特定するためには、なお分析が必要になると思う。

【木村委員】

集中部を設けたことで、より効率的になったということが実証できるのであれば、迅速化に大きく役立っているということが言えるのではないかと思っていた。「過渡期ではあるが、実際にこのような効果が上がっている」というものを出す

ことができれば、迅速化の手だての一つとして有効なのではないかという結論が導けると思うのだが。

【綿引委員】

集中部が設けられて、審理についてもいろいろな工夫がされているが、そのことが審理の充実や合理化に結びついているのかも含め、裁判所内部でも検討途上のところである。また、短いスパンで単純に数字だけを見て、集中部をつくれれば審理が速くなるといった見方をするのも尚早かと思う。集中部の問題については、現段階で結論を出すべきではなく、今回は統計数値のチェック程度にとどめておいた方がよいのではないかと思う。

【中尾委員】

専門部・集中部については、従来から是非論を含めて弁護士会の中でも議論している。労働事件について、前回の資料2表3の7ページ(人証数と平均審理期間)で、民事全事件では人証数の増加に伴い、審理期間が右肩上がりとなる傾向があるが、労働事件の場合は、人証6人までの審理期間は、ほぼ横ばいになっている。深読みする訳ではないが、集中審理を含めた審理についてのいろいろな面での工夫が影響しているという感じがする。今回の資料2表3(労働事件の審理期間)を見ても、母数の違いはあるとは思いますが、平均審理期間2年を超える割合が、通常部8.2%に対して専門部のある東京・大阪では3.8%と、かなり審理の短縮化の傾向も出ており、集中部を中心とする現在の集中審理方式の影響が出ているのではないかという感じも若干読み取れると思う。来年から労働審判制度が導入されることにより、労働事件全般の傾向もかなり変わってくると思われるので、集中部の問題あるいは審理の工夫の問題とあわせて、データを慎重に分析していく必要があると思う。

【山本委員】

集中部・専門部にはそれなりの問題もあり、集中部・専門部をつくれればそれで問題が全部解決するという話ではない。前回申し上げたかったのは、集中部・専門部でなされている審理のいろいろな工夫が、審理期間にどのような影響を与えているのか、与えているとすれば、それをどのように評価するかということについて、とりあえず客観的なデータとしてそのような傾向があるのかを確認してみたらどうかということである。医事関係訴訟については、まだ過渡期にあるとの御説明であったが、建築関係訴訟の方はある程度の違いが出てきているようなので、これがどのようなところに由来しているのか、例えば付調停の利用などは、集中部のあるところとそうでないところとはかなり違うということも伺っているし、前回の資料で、争点整理における専門家の関与率や、鑑定あるいは付調停の実施率というのは、建築関係訴訟で瑕疵主張のある事件については顕著に高いデータが出ていたかと思うが、こういったものが集中

部がある場合とない場合とで違いがあるか、それが審理にどのような影響を与えているのかといったところについての客観的なデータを出す価値はあるのではないかと思っている。

【小林民事局第二課長】

御指摘のとおり、建築関係訴訟に関して言えば、専門部・集中部という問題と完全に重なるのかどうかは分からないが、調停がどの程度活用されているかが、処理状況に大きく影響しているとは聞いている。実際に東京などでは調停の活用率が非常に高くなっており、影響している可能性は非常に高いと推測される。

【木村委員】

このような効果というのは、どの程度の期間で目に見えるような形で出てくるものなのか。

【綿引委員】

医事関係訴訟の場合、東京地裁では、平成13年に集中部が設けられた当時には通常部にも医療事件が係属しており、平成13年から現在までに終局した事件には、通常部で処理した事件も相当数含まれている。通常部に係属していた医事関係訴訟が終局し、純粋に集中部のみで医事関係訴訟を処理する体制がようやく始まったばかりと理解していただければよいと思う。

【飯田委員】

大規模庁の専門部・集中部の事件処理と、そういうものがない通常部でやっている事件処理を比較することはできないのか。

【綿引委員】

飯田委員がおっしゃったような比較の方法もあるが、集中部の有無というだけでなく、東京と地方の小規模庁では、取り巻く状況も全く違ってくるため、単純に数字で比較することは、なかなか難しいかと思う。

【前田委員】

専門部や集中部を設置できる裁判所というのは限られると思うが。設置可能な裁判所と設置できない裁判所との比較というのはどのように考えればよいのか。

【小林民事局第二課長】

専門部や集中部とはいっても庁によって事件の受け方が異なるところもあり、また、審理の進め方についても、専門部や集中部がある庁はもちろん、そうでない庁もこれまでにいろいろな工夫がされてきており、専門部・集中部という枠をつくるということ、迅速化の一つの要素として何らかの影響を持っているのかもしれないが、そのこと以外にも様々な変数があると考えられるため、分析するとなると、かなり細かく見ていく必要が出てくるのかと思われる。

【木村委員】

集中部設置の意義については、現段階ではまだ有意なデータがないということであれば、検討・分析というのは次の段階のテーマにするということか。

【小林民事局第二課長】

初回でどの程度のところまで分析するかという問題になるが、今回は通常の事件票上のデータをベースにしてかなり大きく分析していくということになると思うので、少なくとも現時点では踏み込んだ検討・分析は難しいという印象である。

【高橋座長】

集中部ではどのようなことをやっていて、それがどのように審理の迅速化に影響するか。例えば、鑑定や争点整理の実施率、専門委員の関与率というように分析を細かくやっていくということになるのではないかと思う。

【山本委員】

迅速な審理の例というような数字だけ単純に出しても余り意味がない上、データが一人歩きする危険性もあると思う。

【中尾委員】

前回の資料2表4の7ページ(知的財産権関連訴訟事件の平均審理期間の推移)を見ると審理期間は劇的に短縮されているので、専門部などの管轄の関係以外でも、知財関連訴訟は行き着くところまで短縮化され、逆に少し短くなり過ぎているのではないかという感覚もある。ここまで短縮化されたのは、審理についていろいろな工夫があったのだと思うが、知財関連訴訟特有の特徴というところも影響しているのか。

【中吉行政局参事官】

まず、制度的に東京・大阪に事件を集めたということ、それから、専門部を置いて、審理の工夫を行ったこと、加えて、当事者の方の御協力も得たことがあると思う。知財関連訴訟については当事者、代理人弁護士に相当ご協力いただいている実態があり、ここ10年ほどで、当事者、弁護士会などと連携し、審理期間短縮に向けて工夫をしてきた結果かと思う。

【綿引委員】

知財関連訴訟はやはり専門弁護士の方が非常によくやっておられるというのは聞いており、現在は第1回期日前にここまでの資料を提出してほしいといったことを裁判所が要請すると、それに応えてくれるという態勢ができていようである。また、知財関連訴訟では、大企業が弁護士費用にコストをかけても、迅速かつ適切な訴訟活動をしてもらおうとするという、他の事件とはちょっと違った背景があると思う。審理期間の短縮化が限界にきているというのは、中尾委員のおっしゃるとおりだと思う。

【木村委員】

医事関係訴訟，建築関係訴訟を集中部で審理するようになったのは，知在関連訴訟を専門部で処理したところ，割合うまくいったということも背景にあったのではないのか。

【戸倉審議官】

裁判所としては，専門訴訟における専門性に対応できる体制をつくるということが第一にあり，人員配置や，審理の工夫といったノウハウの蓄積という観点から，集中部という形をとることが一番やりやすいのではないかと考えている。集中部によって専門性に対応できる体制があれば，結果的には迅速化につながる面もあるかと思うが，これは裁判所だけの問題ではなく，先ほどお話に出たような代理人の態勢や，当事者の訴訟に対する取り組み方といったものが総合的にマッチしたときに，知財関連訴訟のように非常にはっきりした効果が出る場合があるということなので，必ずしもほかの事件処理にも同様な体制が現実存在しているとか，今後組まれていくというわけではないと思われる。

【小林民事局第二課長】

現行の専門部と集中部は，今のところ，医事では8庁，建築では3庁となっている。ここでは，専門訴訟における審理のノウハウについて探求するという部分もあるが，このような体制を拡大することになるのかどうか，専門的な事件ごとに細分化していくということがよいのかどうかといった，今後の帰趨等については，なお検討が必要になるかと思う。そもそも民事訴訟一般についてのきちんとしたノウハウがあり，それを専門部や集中部でうまく生かしていくということが重要であるが，他方で専門的なノウハウについてきちんとしたものを追求していくことによって得られるものもあると思われるので，その辺りのバランスを見ながら，今後の展開を考えていくことになるかと思う。

【高橋座長】

東京地裁に設置されていた人事部が廃止されているように，迅速化の観点から見た場合，必ずしも専門部・集中部化ということではないと思う。

【綿引委員】

何でも細分化して専門化してしまえばいいというものではなく，民事訴訟全体の適切な運営と，専門的な知見を要する事件をどう審理していくかということとのバランスというものを考える必要があると思う。

【木村委員】

将来的には，集中部での審理は通常の場合とどのような違いがあり，どのような効果があったのかということが出てくれば，集中部を設置した意味を分析

できると思うので、それらを示す何らかのデータを出すことは必要なのではないか。

報告書の骨子案について

戸倉審議官から、資料3に基づき、第1回報告書の骨子案について、次のとおり説明がされた。

- 今夏に予定している第1回の検証結果の公表においては、地方裁判所における第一審の民事訴訟事件と刑事訴訟事件を対象に、事件票等を利用した統計的な分析を行うという方針を、従来から御確認いただいているところであり、それに従ってこれまで様々な分析を試み、御意見を頂いてきたところである。今回、これまでの作業や検討会での御意見を踏まえ、報告書の大まかな構成について、骨子案として整理したので、委員の皆様から御意見を頂いた上、具体的な執筆作業に入りたいと考えている。
- 今回の公表全体のコンセプトについて簡単に説明すると、今回は統計的な分析が中心であり、現在あるデータを様々な角度から光を当ててその客観的な状況を明らかにすることを主眼としている。これまで、裁判所においては、司法統計年報や事件概況という形で統計情報を国民に提供してきたわけであるが、この検討会でお示したような、様々な角度から情報をシステムティックに分析するという事は、必ずしも十分に行ってこなかったところであり、そのような客観的な数値を国民に対して明らかにすること自体、極めて大きな意義があるのではないかと考えている。また、我々実務に携わる者にとっても、実務的な感覚でとらえていた傾向が統計数値という形で確認されるということは、非常に有意義ではないかと考えている。
- ただ、分析の素材は事件票等のデータであり、それぞれの事件の処理状況を数値化して外形的に見ていくものであって、各項目が審理期間に影響を与えているかどうかということは分かるが、なぜそのような影響が出てきているかといった要因分析は、データからは論証困難である。そこで、客観的なデータによる一定の傾向の有無

を明らかにした上、その要因について、およそデータから合理的に考えられる様々な可能性について、かなり幅広くに実務的な観点から説明し、今後の検討につなげていくような形を考えている。

- 資料3の1枚目は全体の骨子を示したものであり、2枚目以降、別紙1及び別紙2が本論に当たる民事と刑事の分析部分である。
- 論旨の展開としては、民事・刑事とも、まず、基本的な手続の流れや統計データに基づく平均的、一般的な流れを明確化し、次に、審理期間や事件数の経年的推移等を時系列で見ていき、これまで行われてきた審理の迅速化、効率化のための取組の到達点と言うべき現在の我が国の裁判の状況を示した上で、手続的な要素や事件の種類に着目して(特に、民事については専門的な訴訟事件を中心に)、それぞれが審理期間の状況にどのように関係しているかを検討し、その理由、要因について想定されるものを示していくことを考えている。
- さらに、地域別・庁別の傾向といった観点からの検討もしていきたい。
- なお、刑事については、今後導入が予定されている公判前整理手続や裁判員制度について、その概要の紹介を末尾に記載することを考えている。
- 第1回の公表はいわばトライアル的なものであり、データ量もまだ十分とは言えないので、今回の分析を踏まえ、次回以降、問題点を徐々に絞り込んでいくような検証作業になればと考えている。

【中尾委員】

別紙1の民事事件についての部分は、議論を重ねた部分がほぼ網羅されていると思うが、予備的調査の検討については、どの辺りで触れられることになるのか。あるいは、予備的調査は実験的に行っただけというような位置付けということか。

【戸倉審議官】

第1回目の検証を行った上で、第2回目以降の検証に当たり、現行の事件票では足りない項目や、新たな観点からの項目についてのデータをとるべきではないかというような議論が出た場合、事件記録上、データの採取が可能

であるかどうかを確認するための資料として使用することなどを考えていた。したがって、第1回目の検証結果の公表に当たっては、予備的調査をどのように扱うかについて十分検討していなかったというのが正直なところである。

【中尾委員】

予備的調査の議論で有益だったのは、事件には非常に個性があるということから、数字が一人歩きしないよう慎重に扱うという全体のコンセンサスが生まれたということにある。予備的調査のデータそのものは検証材料にしないにしても、そこでの視点や議論の結果などは何らかの形で入れていただければと思う。

【戸倉審議官】

検討させていただきたい。

【飯田委員】

第1回の検証に当たっての方針は、一審に限定するというのが大きな前提であったと思うが、総論としては一審に限らず、事件全体として見た場合、上訴審の方も見ていくことになるとか、そのような書き分けがなされるということか。

【戸倉審議官】

迅速化法自体は、第一審の訴訟手続について、2年以内のできるだけ短い期間にこれを終局させるということが明記されているところであるが、その紛争の解決というところ而言えば、控訴審や上告審も当然対象になるという視点は持っている。

【前田委員】

全国の各裁判所ごとの比較は、必ずしも検討会では十分議論できなかったが、報告書で示されるデータとしては、この検討会で出された程度のものというイメージでよいのか。

【戸倉審議官】

各庁別に並べて、速い、遅いというデータだけでは有意なものとは言えず、各庁における弁護士数、裁判官数、検察官数といった地域的な実情というようなデータにも着目しながら、分析というところまではいかないにしても、現状についてはお示しできると考えている。ただし、具体的にどのように示すのかというのは、どのようなデータが入手できるかということとの関連があるため、現段階でははっきりしたものはお示しできていないが、次回までにもう少し検討を行い、もう少し姿が分かるようなものをお示しできればと考えている。

【木村委員】

マスコミは、すぐに「では結論は何なのか」と求めてしまうところがある。例えば、資料3別紙1(民事)の2ページでは、「審理期間に関する経年的な推移との関係」という項目で「現時点での到達点を明らかにするとともに、今後の課

題となりうる部分を検討する。」とされているが、これとは別に、何か最終的にこの検討会で見てきたものというのを記載することはしないのか。

【戸倉審議官】

現時点で断定的に言えるものがあれば、今回の報告書で示したいと思うが、迅速化に係る検証は10年間かけて行うという前提でやっており、これまでの検討からも御理解いただけと思うが、個々のデータから審理期間に与える影響をピンポイントで出すということはそう簡単ではないと考えている。第1回目から断定してしまうよりは、まずはいろいろな問題点や様々な角度からのデータをお示しし、いろいろな方に議論していただき、裁判所としてはそれをまた受けとめ、絞り込んでいくという作業をイメージしている。もちろん、今回は結局かき混ぜただけではないかというリアクションも出てくるかもしれないが、裁判所としてはもう少し長いスパンでやっていくべきものではなからうかと考えている。

【河本総務局参事官】

10年かけて行う検証作業の第1回目として、これまで行ったことのないクロス分析の結果をある程度分かりやすい表としてお示しするので、それを見ていただき、この後8年間かけてどんなことを行っていこうかという議論が巻き起こるだけでも十分意義はあると考えている。何か政策的な目標のようなものが出ないのかといった御不満については、多少我慢していただくことがあろうかと思う。

【戸倉審議官】

検証の基本的な位置付けは、政策を担当する政府や最高裁がいろいろな基盤整備をしていくための前提としてのデータを提供していくということであろう。ある意味では確定的な政策提言を我々の検証作業で行うとは必ずしも考えていないが、政策についてのイメージは常に持ちながら、前提となる客観的、多角的なデータの検証・分析結果を提供していくというのがこの検討会の第一義的な作業ではないかと思っている。

【吉田委員】

刑事事件の関係では、公判前整理手続や裁判員制度について概観されるということだが、迅速化の関係では、いわゆる即決裁判手続の導入等、かなりいろいろな制度的な改変がなされているが、それも含めた概観という趣旨でよいのか。

【稗田刑事局第一課長】

即決裁判手続の施行日は平成18年11月までの政令で定める日とされており、実際の運用面については、これから法曹三者で検討していかなければい

けないところであることから、今回の報告書の中に入れるかどうかについては検討させていただきたい。

【戸倉審議官】

いずれにしても、「この制度は、ある程度の期間に、このような形の影響を及ぼす可能性があり得る。」というような制度の紹介程度で、それ以上のことは今の段階では触れようがないと思われるので、改正刑事訴訟法で導入される予定の制度については、客観的に説明しておくということが一つのスタンスかと思う。

【中尾委員】

付2の「法曹関係機関等の状況」はどのような内容になるのか。

【戸倉審議官】

先ほど申し上げたとおり、裁判官数、弁護士数、検察官数を示すことになるかと思うが、例えば裁判官数を民事、刑事で分けようとする場合、支部などではいろいろな事件を担当している裁判官もいるため切り分けにくいというように、細かくすればするほど適切なデータが出せなくなるということになる。検察官数、弁護士数についても同様な問題が考えられることから、非常に概括的なアウトラインを示して、地域の事件処理の一つの基盤の状況はこのようになっているという程度の説明になると思っている。基盤整備法である迅速化法の検証としてはこの部分にも触れなければいけないという認識で項目を挙げており、具体的な内容は更に検討が必要だと考えている。

【高橋座長】

裁判所が変わったということで、キャッチフレーズをふんだんに盛り込んで読ませるものを書くということも考えられるが、色刷りとかグラビアくらいは考えられるとしても、内容的には、やはり地味なものになるのか。

【戸倉審議官】

今回の報告書で扱うのは主に統計データで、もともと一般国民の目を引くような項目ではないので、関心を持っていただける方に、実証的で客観的なデータを提供できるということであれば、一つの目的は達すると思っている。

【河本総務局参事官】

トピックとしては、例えば知的財産権関連訴訟について、国民はここまで迅速に処理されているとは思っていないところがあるだろうから、思いの外速いじゃないかと感じる方もいらっしゃると思うし、どの部分が短縮化されているのかというのが広く見える機会にはなるかと思う。

【木村委員】

この検討会に参加させていただいて感じたことは、意外に裁判は迅速に行われているということだった。ただ、委員の皆さんの意見を伺っていく中で、速

ければよいものなのか、どのくらいが適正なのかということも感じたので、これを読む方が、一緒に考えていただけるような書き方をするのがよいのではないか。速ければいいと、判決(結論)に納得しないまま終わってしまうことで、裁判制度自体に不信感を持たせてしまうということはあるとはいけないと思うので、そうした点を分かっていたらいいようなものであればよいと感じた。

【戸倉審議官】

木村委員のおっしゃるとおり、飽くまで充実した審理をすることによる迅速化であり、ただやみくもに結論を求める迅速化であってはならないということは、法律自体もそういう前提である。そこで注意しなければならないのは、数字だけが一人歩きするということにならないように、慎重なコメントをしなければならないということである。ある意味では切れが悪いということだが、非常に早い段階で断定的なものを出すということは、全国で実務を行っている裁判官から見ても、違和感を感じたり、悪い影響を及ぼすという部分もある。審理というものは、裁判官がいろいろ工夫しながら、当事者とも協力し、つくり上げていくという基本形は変わらないので、これに役立つようなものを目指したいと思っている。

【木村委員】

必ずしも迅速化ばかりがよいことではないという事情があるということは、よく理解していただく必要があるので、その部分はきちんと書いた方がよいのではないかと思う。多少文章は長くなってしまうかもしれないが、お題目だけの文章になってしまうよりは、実態的な部分が少しちりばめられている方が、国民の理解を得るための近道になるのではないかなと思う。

【飯田委員】

刑事事件に関して言えば、大多数の事件が2年かかっていないということをおかしいと思う。2年を超える事件については、「少なからずあるが、それは分析の結果、このような要素が絡んでいて、その部分についてはまた改善の余地があるかもしれない」というようなスタンスで、国民が刑事事件というと全て2年以上かかっているというような誤解を持たないよう、むしろそうではないんだというようなものにしていただきたい。

【河本総務局参事官】

客観的、総合的に分析した結果としてきちんと説明できるようなものにしたい。アリバイ的とか、ごまかしの表現はなるべく避けて、分かりやすく実情を説明するようなものにしたいと考えている。

【綿引委員】

木村委員から、裁判が意外に迅速に行われていると思ったと言っていたが、その理由というのは、裁判に携わっている者からすれば当たり前と思

てしまうような部分ではないかと思う。今回の報告書は、国民に向けられた文書であり、木村委員がそのように感じたところを率直に話していただくと、裁判所的なつまらない文書にならないのかもしれない。

【木村委員】

報道されている裁判の多くは、複雑化した長い裁判で、それが「裁判は長くかかる」という印象を与えてしまうのだと思う。多くの国民にとって、裁判は全く身近なものではなく、できれば関わりたくないと思うのが一般的なので、この検討会で示された数字を出すだけでも、「あっ、そうなのか」と思っただけだと思う。数字の出し方に気をつけようというのは大事だが、その読み方は皆様いろいろのご意見があるところだと思うので、あえてその議論の対立点というものを中和せずに示すことによって、実態的な部分が見えるかと思う。

【高橋座長】

第1回目の報告書としては、このように分析したところ、このような数字が出た、それに対してより様々な角度からの分析ができるのではないかと提示し、国民からも、この部分はどうなっているのかというような疑問が出てくることを誘発して、引き続き、10年間かけて充実させていくというようなことになるのか。

【戸倉審議官】

今回はできるだけ広範に、様々な視点を提示して、いろいろな議論をしていただき、第2回目以降の検証につなげていきたい。

【中尾委員】

迅速化法ができた由来は、国会での議論などを見ると、一部の社会的注目を集めた刑事事件が長期化していることに対する「裁判は時間がかかるのではないか」という国民感情を立法の趣旨として明確に説明しているので、それに応えるデータを提供すべきである。先ほど飯田委員の御発言にもあったように、刑事事件では、2年以上かかる事件はほとんどないということをデータで示していく。そして、先ほど木村委員の御発言にあったような、国民が誤解していると思われる部分について、データを示して誤解を解いていく。このような視点でデータをまとめていくことが、非常に重要だと思う。

【山本委員】

今回の報告書は、裁判について今まで余り関心を持たれていない方に読んでもらうという非常に大きい意味が一つあると思うので、読みやすさの観点から、色刷りのグラフなどを用いて分かりやすくするのは大事なことだと思うが、一方で専門家がここに示されたデータを利用していろいろな議論をしていく足場になると思うので、この検討会で示された、細かな数字についても、できるだけ出すような形でまとめていただければと思う。

2. 今後の予定について

今回は、第1回報告書の概要案について議論することとし、事務局において、高橋座長と相談の上、日程調整を行うこととなった。

(以 上)